

世紀の魔女狩り 小沢元秘書裁判の不当 <4>

「有罪判決を聞いたとき、やはり7月の供述調書即下は見せかけだったと確信しました」  
 こう言うのは、第二東京弁護士会所属の伊東章弁護士（写真左）だ。小沢一郎とは高校の同級生でもある。

「検察調書の多くが不採用になったことは、裁判所と検察の共同作戦がある。人事交流といっ

三権分立を骨抜きにする 司法と行政の癒着

「有罪判決を下した登石裁判長は、判検交流で3年から3年間、刑事局の検事として勤務した経験

「西松事件でいえば、2つの政治団体が西松建設のタミーかどうかを焦点としたが、政治団体は本

「西松事件でいえば、2つの政治団体が西松建設のタミーかどうかを焦点としたが、政治団体は本

「西松事件でいえば、2つの政治団体が西松建設のタミーかどうかを焦点としたが、政治団体は本

「検察調書の不採用」は 裁判所の正義の演出だったか



ないかと棄却を考えなければおかしい。ところが、確たる証拠もないのに、推論で有罪にしてしまわなければならない。恐ろしいまでのアナクロ判決です」

伊東弁護士は、これが憲法31条の「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」という適正手続に反している」と指摘する。

「刑事裁判は、適正な手続きによって有罪と認められるものに対して刑罰を科する」という原則があります。人権を認めるため、憲法31条の規定があるのです。ストーリーを展開した、